

政策形成ツールを活用した 景観評価制度の分析とその可能性

山田 圭二郎¹・藤倉 英世²

¹正会員 博士（工学） （株）オリエンタルコンサルタンツ社会環境事業部（〒151-0071 東京都渋谷区本町3-12-1住友不動産西新宿ビル6号館, E-mail:yamada-ki@oriconsul.co.jp）

²正会員 公共経営修士（専門職）
（〒110-0001 東京都台東区谷中3-8-8, E-mail:hideyo1@ba3.so-net.ne.jp）

景観政策は、地域固有の景観の魅力を保全・向上することにより、地域の住民が、景観を通じて郷土やわが国の国土に対し愛着や誇りを保ち続けることや、国内外からの来訪者や観光客に対し、目に見える景観を媒介に地域的個性・魅力を伝え、理解と親交を深めること等に資する国土や地域づくりにおける基幹的政策である。本稿では、公共事業を対象とした景観政策に着目し、現在、政策課題となっている公共事業における景観の評価方法、景観評価に係る制度の全体フレーム等に関して、問題系図・目的系図、ロジカルフレームワーク等の政策形成ツールを活用して考察した。また、本考察自体を政策形成ツールの活用モデルと捉え、その活用特性を分析した。

キーワード: 景観政策, 景観評価, 政策形成ツール, 問題系図, 目的系図,
ロジカルフレームワーク

1. はじめに

(1) 背景

景観政策は、全国各地域に固有な景観の魅力を保全・向上することにより、地域の住民が、景観を通じて郷土やわが国の国土に対し愛着や誇りを保ち続けることや、国内外からの来訪者や観光客に対し、目に見える景観を媒介に地域的個性・魅力を伝え、理解と親交を深めること等に資する国土や地域づくりにおける基幹的政策である。特に、公共事業はその性格上、景観政策において優良且つ先駆的事例となるべきであり、その規模、事業数から全国の景観変化に与える影響が非常に大きいこと等を鑑みると、公共事業の景観政策の質的向上を考察することは、わが国の景観向上に大きな貢献が期待できる。

(2) 目的

本稿では、公共事業を対象とした景観政策に着目し、現在、政策課題となっている公共事業における景観の評価方法、景観評価に係る制度の全体フレーム等に関して、問題系図・目的系図、ロジカルフレームワーク（以下ロジカルフレームと略す）等の政策形成ツールを活用して考察を加える。また、本考察自体を政策形成ツールの活用モデルと捉え、その活用特性について分析を加える。

2. 公共事業の景観評価制度の課題

(1) わが国の公共事業の景観評価制度

現在、わが国における公共事業の景観に係る主要な評価制度には、環境省による「環境アセスメント（環境影響評価）」と国土交通省による「国土交通省所管公共事業における景観検討の基本方針（案）（以下、景観アセスメントと略す）」が存在する。

環境アセスメントは、事業者が事業を実施する段階で、環境への影響を自らが検討し、その結果を公表し、国民、地方公共団体などから意見を聴き、それらを踏まえて、環境の保全の観点からよりよい事業計画を作り上げていく制度である。1997年（平成9年）6月に「環境影響評価法」が成立し導入に至っている。道路、ダム、鉄道、空港、発電所などの13種類の事業のうち、規模が大きく環境に大きな影響を及ぼす事業を対象とし、環境に係る項目に関して基準又は目標を満足しているかを調査・予測、評価し、環境保全措置を検討する。例えば、「道路環境影響評価の技術手法」¹⁾（以下「技術手法」と略す）では、15項目が対象とされており、景観に係る項目としては、「景観」及び「人と自然の触れ合いの活動の場」の2項目が設定されている。

一方、景観アセスメントは、国土交通省が「美しい国づくり政策大綱」において「事業における景観形成の原

則化」を掲げて試行し、2007（平成19）年4月から本格運用を行っている制度である。この制度は、国土交通省所管の全ての公共事業に適用される。特に、「優れた景観を有する地域で行う事業（関連法令・条例等で指定された地域・地区）」、「事業により景観に大きな影響を与えるおそれがあると事務所等が判断する事業」、「その他、事業実施を通じて良好な景観形成を行おうとする事業」に関しては、「重点検討事業」に指定し、「事業景観アドバイザー」や地方公共団体、住民等を含む検討体制を整え、「景観整備方針」の取りまとめを行う。重点検討事業では、景観整備方針に基づく景観の予測・評価を実施した上で、事業の各段階でその検討結果に反映させること、また、事業完了後は事後評価を実施すること等が義務づけられている。

(2) わが国の公共事業の景観評価制度の課題

環境アセスメントにおける「自然との触れ合い」分野（以下、「景観分野」と称す）に関する課題は様々挙げられるが、特に重要な課題としては、景観分野の環境アセスメント結果が、大半のケースにおいて環境への影響は少ないと結論付けられるか、環境影響回避・低減のための環境保全対策が講じられた場合でも、影響を十分に回避・軽減できていないことが指摘されている。

その技術的原因は、次の二点に集約されると考えられる。

一つは、景観分野においては、予測・評価対象や予測手法、及び評価方法、評価の基準又は目標の設定が画一的で、現場で生じている影響の特性を的確に踏まえ切れていないこと、もう一つは、予測により環境影響が確認された場合においても、適用できる環境保全措置が「技術手法」には少なく、また、新たな環境保全措置を検討する機運が現場に喚起されないことである。

一方、景観アセスメントにおける課題も様々指摘されている²⁾が、最も大きな課題は、景観アセスメントの実施過程で定めた景観整備施策の効果の評価手法が確立されていないことにある。

その技術的原因は、次の二点にあると考察される。

一つは、景観整備の成果（アウトカム）が特定できていない点、もう一つは、評価の基準となるべき「景観整備方針」の記載内容がデザインや整備内容に偏り、景観整備の結果（アウトプット）は評価できても、成果（アウトカム）が評価できないことである。

さらに、上記の、環境アセスメントと景観アセスメントの個別課題以外に、この二つのアセスメントシステムに適切な補完関係を持たせ、重複部分を削減しつつ制度上の整合を図ることができるかという課題が生じ始めている。

今後、戦略的アセスメント（SEA）や、PI（パブリックインボルブメント）の導入が更に進んでいくであろうこと³⁾⁷⁾を考慮すると、現時点で公共事業の景観評価に関しての各制度の位置付けを明確化し、全体のフレームワークを確立していくことが、大きな課題となつて来ている。

3. 政策形成ツールを活用した政策課題・解決策の分析、全体フレームの構築

(1) 政策形成ツールによる分析・構築手法

本分析では、現在の公共事業の景観政策における中心問題を、「施工完了後の景観変化にマイナスの評価が生じていること」と定位し、政策形成ツールである問題系図・目的系図を適用して景観政策の課題・目的分析を行い、その結果を受けて、ログフレーム等により理論的な政策全体フレームを策定した。

なお、中心問題は、単に「マイナスが生じている」とせず、中村⁸⁾による「景観とは人間をとりまく環境の眺めに他ならない〜＜中略＞〜単なる眺めではなく、環境に対する人間の評価と本質的なかかわりあいがある」という「景観」の定義に基づいて、利害関係者の「評価」を組み込んだ表現を採用した。

(2) 問題系図・目的系図を用いた課題・解決策分析

a) 問題系図による課題分析

「施工完了後の景観変化にマイナスの評価が生じていること」を中心問題として作成した問題系図を、図-1に示した。問題系図の各枠内の事項は、中心問題から下部に向かっては原因の系図、上部に向かっては結果の系図を示している。

同系図では、下部に向かう原因の系図部分において、中心問題である「施工完了後の景観変化にマイナスの評価が生じていること」を、「景観変化についてのマイナス」という第一のエレメント（系図の下部右側に展開）と、「評価」という第二のエレメント（系図の下部左側に展開）に分けて原因分析を試みている。

まず、第一のエレメントである「景観変化についてのマイナス」が生じる原因については、「マイナスの景観変化が抑えられ」ておらず、また同時に「プラスの景観変化が最大限発揮・波及されていない」ことの二つの事項に起因すると分析した。次に、この二事項は共に、「変化内容の特定が不十分」であり、加えて「変化内容の改善、またその効果の拡大手法等が不十分」であることが原因であると分析した。

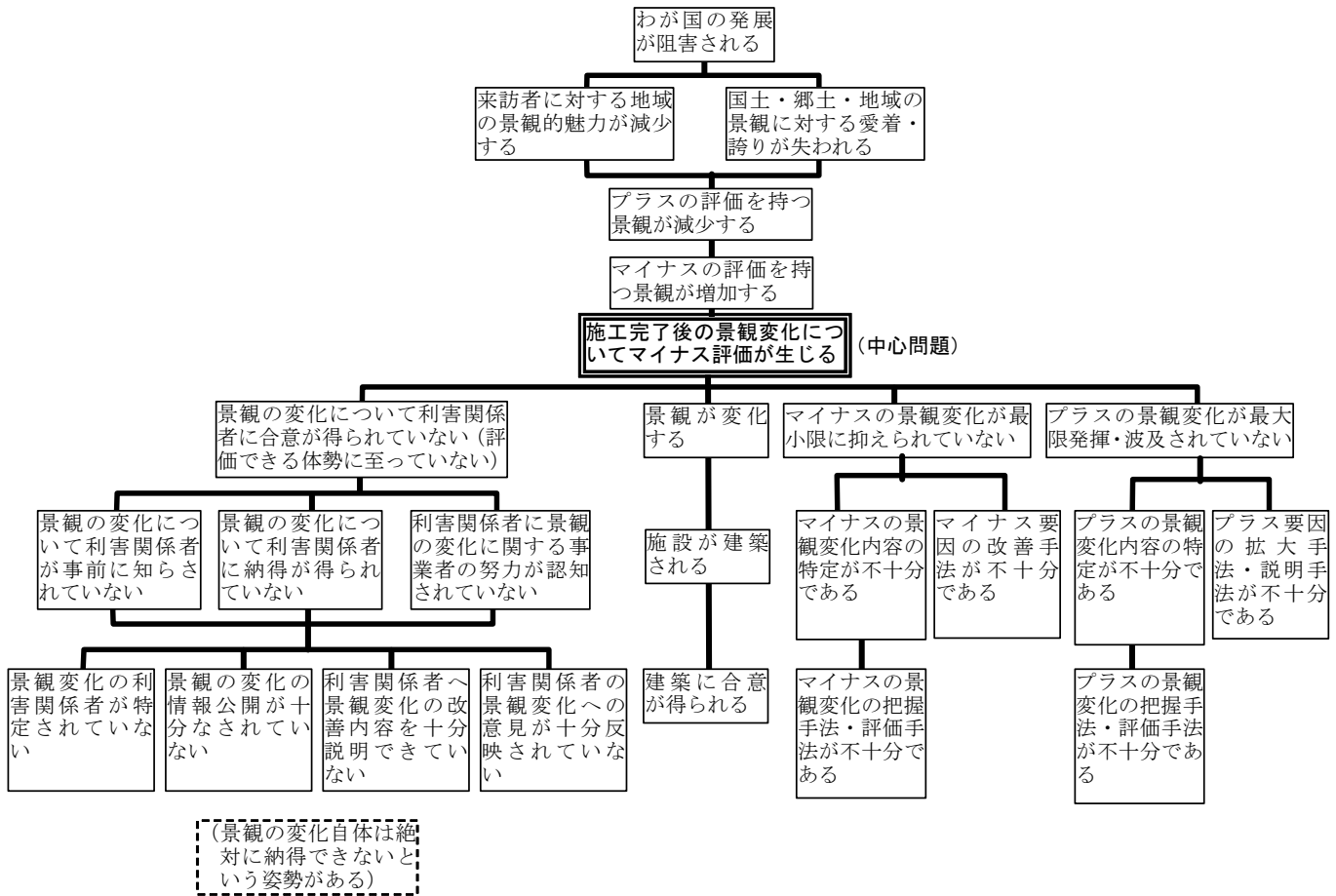


図-1 問題系図

さらに原因事項を遡り、「変化内容の特定が不十分」である原因は、マイナス及びプラスの景観変化を捉える手法（変化の把握手法・評価手法）が不十分であること、また、「変化の改善、またその成果の拡大手法等が不十分」であることは、マイナス変化の抑制及びプラス変化の効果の拡大手法（環境保全措置或いは景観整備効果の波及拡大）が不十分であるという技術的課題に起因するとの分析を得た。

次に、第二のエレメントである「評価」に関しては、ここでは、「景観の変化について利害関係者に合意が得られていない（評価できる体勢に至っていない）」という問題として定位し、その原因を辿った。結果、利害関係者が景観変化を、「事前に知らされていない」「納得が得られていない」「景観変化に関する事業者の努力が認知されていない」等が直接的な原因として導き出され、さらにその原因を辿ると「景観変化の利害関係者が特定されていない」、「景観の変化の情報公開が十分なされていない」、「利害関係者へ景観変化の改善内容を十分説明できていない」、「利害関係者の景観変化への意見が十分反映されていない」という施策的課題が抽出された。

一方で、問題系図の上部に向かう結果の系図では、「国土・郷土・地域の景観に対する愛着・誇りが失われ

る」、「来訪者に対する地域の景観的魅力が減少する」等の結果事項を経て、最終的には中心問題が、「わが国の発展が阻害される」ことの遠因をなしていると分析した。

b) 目的系図による解決策の分析

以上の問題系図による分析結果に対して、各問題事項をそのまま肯定的表現に変換したものが目的系図（図-2）である。

目的系図では、問題系図の最下部における技術的課題及び施策的課題が、そのまま技術施策や施策として表現され、それらを実施することで中心問題の解決が図られ、結果の連鎖を経て最終的な目標である「わが国の発展が確保される」に到達する。

一般には、これらの目的系図の中で実効性が高い系図部分を選び出すプロジェクト選択という段階を経て、ログフレームを作成することとなる。

(3) ログフレームによる政策全体フレームの構築

目的系図の全体をプロジェクトとして選択し、そのプロジェクトの具体的内容（目標、目標を達成する手段、具体的活動、それらの評価に必要な指標、指標の入手方法、プロジェクトに必要な人材、資機材、施設、資金等、プロジェクトでコントロールできない外部条件やプロジ

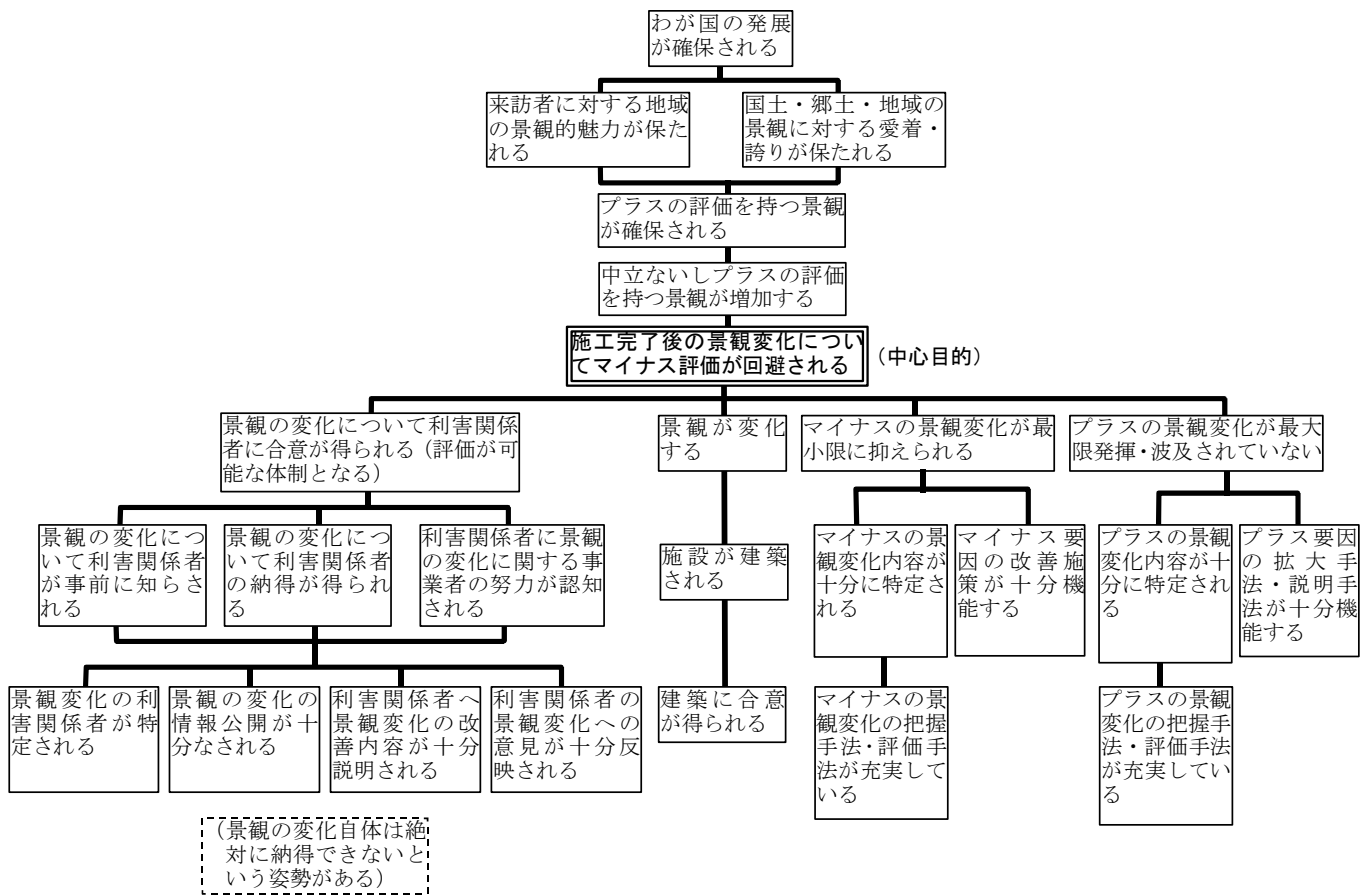


図-2 目的系図

エクトの前提条件) を整理したものがログフレーム (表-1) である。

なお、ここでは、公共事業の景観政策の全体フレームのモデルを作成することを目的としたため、プロジェクト選択において目的系図全体をプロジェクト対象に選択している。

ここでは、プロジェクトの目標を目的系図の中心目的である、「全ての公共事業において、施工完了後の景観変化についてマイナスの評価が回避される」に据え、アウトプット (プロジェクトの目標をどのように達成するか) には、目的系図で中心目的を直接支えている「予測されるプラス景観変化やその波及効果を拡大する」、「予測されるマイナス景観変化を最小限に抑える」、「予測される景観変化や、その波及効果の利害関係者への情報提供、及び利害関係者からの意見の聴取、事業への反映」の三点を設定した。さらに、活動 (アウトプットを実現するために具体的に何をやるか) においては、目的系図の最下段に現れている各事項を、実行可能な施策として、より具体的に表現し採用している (活動の①～⑦参照)。以上の手続きを経て、ログフレームにその骨格が示されている政策が、政策形成ツールを用いることで理論的に作成された全体政策フレームである。

4. 公共事業の景観評価制度に関する諸考察

本章では、2. (2) で概説した公共事業の景観評価制度の現在の課題と、政策形成ツールを用いて分析・構築した景観政策の課題・解決策及び政策全体フレームを比較検討し、今後の公共事業の景観の評価手法及び評価制度の全体フレームに関して考察した。また、本考察自体を政策形成ツールの活用モデルと捉え、政策形成ツールの活用特性に関して考察を加えた。

(1) 公共事業の景観の評価手法に関する考察

2. (2) において、環境アセスメントでは、予測・評価対象や予測手法、及び評価の基準又は目標が的確に設定できていないこと、予測により環境影響が確認された場合に適用できる環境保全措置が少ないという点を主要課題として示した。また、景観アセスメントシステムでは、景観整備の成果 (アウトカム) が特定できていないこと、「景観整備方針」の記載内容では景観整備の成果 (アウトカム) を評価しづらいこと主要課題として示した。

これに対し、第3章では、「施工完了後の景観変化にマイナスの評価が生じていること」を中心問題として、問題系図により、公共事業の施工完了による景観変化を捉える変化の把握方法・評価方法、マイナス景観変化の抑制手法、プラス景観変化の拡大手法が不十分であるこ

表-1 ロジカルフレームワーク

【プロジェクト名 公共事業によって生じる景観変化へのマイナス評価の改善及びプラスへの転換】

プロジェクトの要約	指標	入手手段	外部条件等	
<p>上位目標（プロジェクト目標達成後何を指すのか）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○来訪者に対する地域の景観の魅力が保たれる ○国土・郷土・地域の景観に対する愛着・誇りが保たれる（プラスの評価を保つ景観が確保される。） 	<p>達成状況を測る基準</p>	<p>指標を得るためのデータソース</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種アンケート（現在国や地方公共団体に定期的に行われているアンケートの中に、景観に関する基礎的内容を盛り込むことが望まれる） 	<p>外部条件（プロジェクトに重要だが、コントロールできず、満たされるか否か不確かな条件）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間部門での景観に関する意識向上、景観に配慮した建築の実施 	<p>スーパーゴール</p> <ul style="list-style-type: none"> ○わが国の発展が確保される
<p>プロジェクト目標（プロジェクトは期間内に何を達成すべきか）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○全ての公共事業、公共工事において、施工完了後の景観変化についてマイナスの評価が回避される 	<ul style="list-style-type: none"> ・公共事業・工事によって変化する風景の魅力に対するステークホルダー及び専門家意見 ・事業による景観に係る効果に対するステークホルダー及び専門家の意見 	<ul style="list-style-type: none"> ・各事業のステークホルダー等に対するPI、アンケート、専門家も交えた調査の実施 	<p>外部条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共事業・工事を取り巻く財政状況、国土的な要因、工学的技術の課題 	
<p>アウトプット（プロジェクト目標をどのように達成するか）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○予測される景観変化や、その波及効果の利害関係者への情報提供、及び利害関係者からの意見の聴取、事業への反映 ○予測されるマイナス景観変化を最小限に抑える ○予測されるプラス景観変化やその波及効果を拡大する 	<ul style="list-style-type: none"> ・各事業における情報公開・意見聴取・反映の実現比率（HP等への公開の有無、PI実施比率、意見反映数） ・各事業における改善目標の設定、達成率・達成度合い ・各事業における波及効果の想定と目標の設定、達成率・達成度合い 	<ul style="list-style-type: none"> ・各事業のPI実績の調査、景観アセスメントシステムの目標達成調査 ・ステークホルダーや専門家に対するアンケート調査、事後調査 	<p>外部条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共事業等は絶対反対という人の存在 ・公共事業・工事を取り巻く財政状況 	
<p>活動（アウトプットを実現するために具体的に何をするか）</p> <ol style="list-style-type: none"> CG等を用いた景観変化予測の視覚化等による情報化（マイナス景観変化対策の実施後の比較も可能とする） HP等を通じた景観変化予測の情報公開・意見の聴取 景観変化の利害関係者を特定し位置付ける手法の研究開発 景観に関するPIの積極的実施による利害関係者意見の反映と、PI自体の実施手法研究 各事業における景観のマイナス変化を最小限に抑える施策の実施、及び施策の研究 改善度合いの基準と景観計画・条例の記載とリンク 各事業における景観のプラス変化の効果を拡大させる施策の実施・及び施策の研究 →現実的には、現在の「景観アセスメントシステム（国土交通省）」「環境アセスメント（環境省）の景観項目」を補強することが考えられる。 	<p>投入（プロジェクトに必要な人材、資機材、施設、資金）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各事業におけるCG等作成、GIS等を用いた国による全国レベルの視覚化規格統一 ・事業者及び基礎自治体による景観HP構築 ・国が主体となり官学協働による研究開発 ・各事業主体によるPI実施、国が主体となり官学協働による研究開発 ・国、地方公共団体、国が主体となり官学協働による研究開発（マイナス景観変化の内容を分類・特定し、各変化に対する改善手法を体系的に整理し、指標を作成し、改善度合いの計測を可能とする） ・国、地方公共団体、 ・国と地方公共団体、地域住民等の連携、国が主体となり官学協働による研究開発（プラス景観変化の内容を分類・特定し、各変化の効果の明確化、拡大手法を体系的に整理し、住民との連携手法を検討する） 	<p>外部条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PIや事後調査技術の開発 ・景観改善、景観の波及効果に関する技術開発 ・GISデータの集積 ・国、地方公共団体の連携体制 <p>前提条件（プロジェクト開始前に満たされるべき条件）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現時点での各種の景観政策、施策の関連・関係図の体系的整理 		

とを課題として抽出した。

上記に示した内容を比較すると、まず、現在実際に生じている課題内容と、政策形成ツールを用いて論理的に導き出した課題内容が概ね一致していることが見て取れる。環境アセスメント及び景観アセスメントの課題は、政策形成ツールによれば、いずれも、景観変化を捉える把握手法・評価手法及び、景観変化の抑制・拡大の手法が不十分という課題に集約整理される。

ここで、政策形成ツールの結果を用いて、現在実際に生じている課題を論理的に考察すれば、景観評価制度では個別の課題をバラバラに追いかけることなく、公共事業により生じる景観変化をマイナスの評価或いはプラスの評価の観点から捉え、その変化を把握する手法、変化を評価する手法、そして評価基準に従い変化を抑制・拡大する手法を体系的に整理し、各々に固有な特性を有する実際の現場に対しても的確に適用できる体制を整えることが、課題解決の道であると理解される。

次に、こうした専門的技術による景観変化の評価とは別に、景観政策の「評価」の中には、「景観の変化について利害関係者に合意が得られていない（評価できる体勢に至っていない）」という問題が含まれていることが、問題系図により理解される。つまり、問題系図により、景観評価は単に専門家による景観の評価にとどまらず、PI（パブリックインボルブメント）等を活用した総合的な施策、つまり制度の全体フレームの中で初めて解決できるという事実が明確化したことになる。

(2) 公共事業の景観評価制度の全体フレームの考察

前述 2. (2)においては、公共事業に関する景観評価制度が、環境アセスメント、景観アセスメント以外に、戦略的アセスメント（SEA）、PI（パブリックインボルブメント）の導入へと展開していることを踏まえ、全体のフレームワークを確立していくことを課題として示した。この点に関して第3章においては、「全ての公共事業において、施工完了後の景観変化についてマイナスの評価が回避される」をプロジェクト目標に据えたログフレームを用いて、①から⑦までの活動を、その解決方策として示した。

上記の二つの内容を比較検討し、ここでは、公共事業の景観評価制度の全体フレームを考察する。

まず、制度目的を考慮すると、原則的に、環境アセスメントはマイナス変化を最小限に抑える施策、特に最低限の基準又は目標をクリアする施策の実施を目指し、景観アセスメントは、マイナス変化の回避・低減を踏まえて、プラス変化及びその効果を拡大する施策の実施を目指すという棲み分けを行うことで、補完関係を成り立たせることが発想される⁹⁾。

次に、景観変化を捉える把握手法・評価手法及び、景

観変化の抑制・拡大の手法の研究という技術的課題は、環境アセスメントと景観アセスメントの両制度間で一体的に研究・開発を行うことにより、今後、重複部分を削減しつつ制度上の整合を図り、再構築する方法を模索すべきと考察される。それぞれのシステムが、相互連携なしに技術的課題の解決を目指した場合、手法自身の仕様、適用方法等に差異が拡大し、結果的に重複作業は解消されない可能性が大きい¹⁰⁾。

また、両アセスメント制度はともに、住民等の意見を聞く作業が制度内に組み込まれているものの、PI（パブリックインボルブメント）で行われるような、住民との議論の場を設けての緻密且つ詳細な検討が行われることは、現在のところ少ない。ここからは、問題系図で示された、「景観の変化について利害関係者に合意が得られていない」という問題が、PI（パブリックインボルブメント）により緻密且つ詳細に対応されるべきであるという方向性が見いだせる。その場合、PIの対象者から出た意見の位置付けを明確にしていく意味でも、ログフレームの活動②で示した「景観変化の利害関係者を特定し位置付ける手法」の研究が、急務となると考察される。

なお、戦略的アセスメント（SEA）は、問題系図で欄外に点線で囲った「景観の変化自体が絶対に納得できない」という項目が、コントロール不能な外部条件（公共事業等による景観変化には絶対反対）になることを避ける意味での、より広い制度的枠組みを提示していると考えられるが、今回の分析では、他の制度との関係を明確に位置付けるまでには至らなかった。

(3) 政策形成ツールの活用特性に関する考察

本活用モデル例で、現実の政策課題の解決を目的として政策形成ツールを活用することには、現在生じている政策課題の緻密な原因追求や、課題を取り巻く広範な状況を踏まえ、論理的解決施策が導き出せるメリットがあることが分かった。また、課題解決のための施策が、政策体系の中でどのような位置付けにあるのか、当該施策だけで課題解決に対して漏れがないのかを確認できることも、重要なメリットとして認識された。

このように、政策形成ツールには、使い方によっては、セオリー評価¹¹⁾を行った場合と同様の成果が期待できる。さらに、問題系図を下方（原因）方向に向かって階層を重ねて、厳密に突き詰めることで、政策の評価指標の抽出が見込める。

また、総合的に考えると、上記の行為を関係者が協働で実施することにより、現状の課題に対するより深い理解が共有されることも大きなメリットとなる。

他方、問題系図は複合的考察を内包しているとはいえ、原因・結果の関係を支える論理は系図内では統一される。このことは、異なる論理で原因・結果関係を分析した場

合、別のモデルが成立することを意味する。

この特性は、政策を様々な視点から比較・検討する上で非常に重要であるが、例えば、政策の群としてのまとまりやつながりを重視して問題系図・目的系図を作成した場合、問題の時系列的関係が表現できなくなる場合もあり、結果として問題系図による分析が政策実現の実践的手順を示さないこともあり得る。

したがって、問題系図・目的系図を用いた分析に加え、施策の実現性確保のためには、政策形成プロセスにおけるロジックモデル（プロセスモデル）による照査が不可欠となると考察される。

5. おわりに

本稿では、公共事業の景観評価に係る諸課題と、政策形成ツールの活用特性を一体的に考察することを試みた。

結果として、前者に関しては、評価制度の課題の持つ意味を総合的な枠組みの中から整理することができた。また、後者に関しては、その様々な有益性を示すことができた。

今後の研究課題として、景観評価に関しては、問題系図を下方（原因）方向に更に階層を重ね、評価指標を抽出すること、政策形成ツールの活用特性に関しては、問題系図形成のための基幹的な論理（例としては時系列、実働組織別、政策群別等）のパターンと適用特性との関係を検討することが興味深いであろうと筆者らは考えている。

公共事業の景観を対象とする政策のように多義的な性格を持った政策を構築する場合、ともすると様々な要因で成り立ち発展してきた制度が互いに重複、競合することや、そこで生じている課題の持つ真の意味が共有されないという事態が生じる。

こうした点を解決する場合、政策課題の根幹を中心問題に据え、体系的・網羅的に課題を把握し、論理性をもってその再構築を共有していくために、政策形成ツールの活用が今まで以上に求められるて行くのではないだろうか。

謝辞：本稿の政策形成ツールの活用及び問題系図の中心問題の設定の基本的な考え方について、早稲田大学大隈記念大学院公共経営研究科の塚本壽雄教授にご助言を頂いた。厚く謝意を表す。

参考文献・脚注

- 1) 国土交通省国土技術政策総合研究所：道路環境影響評価の技術手法，国土技術政策総合研究所資料No. 396-400，2007。道路事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査，予測，及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針，環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」（平成10年建設省令第10号，改正：平成18年国土交通省令第20号）の第八条別表第一に示す項目について，現在の科学的知見をもとに一般的な環境影響評価の手法をとりまとめたもの。
- 2) 例えば，山田圭二郎，工藤誠，福井恒明，小栗ひとみ，香田晃宏：景観アセスメント試行対象事業における景観整備方針の分析，景観・デザイン研究講演集No. 2，pp. 206-211，2006 など。
- 3) 環境省：戦略的環境アセスメント導入ガイドライン，2007
- 4) 環境省：参加型アセスの手引き，2002
- 5) 国土交通省：公共事業の構想段階における計画策定プロセスガイドライン，2008
- 6) 曾根真理，並河良治，下田潤一：“公共事業の構想段階計画策定プロセスガイドライン”におけるPIのあり方について，土木計画学研究・講演集Vol. 37，論文番号109，土木学会，2008
- 7) 前掲3)-6)の他，2008年の第37回土木計画学研究発表会（春大会）では「新たな公共事業の計画策定プロセスと今後の方向について」と題するスペシャルセッションが開催されている。
- 8) 中村良夫他：土木工学大系13 景観論，p. 2，彰国社，1977
- 9) 現実には，環境アセスメントの対象事業は，大規模事業全般であるのに対し，景観アセスメントの対象事業は，国土交通省所管の事業に限られているため，補完関係を成立させるためには，それぞれの制度の対象等で調整すべき問題が多く残されていると考えられる。
- 10) 環境アセスメントと景観アセスメントでは，事前調査・環境保全措置，事後調査の方法等に差異があり，互いの結果を直接的に代用し合う等のシステムの構築が課題となると考えられる。
- 11) 龍慶昭・佐々木亮：「政策評価」の理論と技法，多賀出版，2000
（以下，政策形成ツール，政策評価全般に関する参考文献）
- 12) 北川正恭・縣公一郎・総合研究開発機構編：「第4章 政策評価の現状と課題」（塚本壽雄），政策研究のメソドロジー，法律文化社，2005
- 13) （財）国際開発高等教育機構：開発援助のためのプロジェクト・サイクル・マネジメントー参加型計画編ー2007年改訂第7版，（財）国際開発高等教育機構，2007